一話一言 十八上 礼

太政官文庫

和書門
一二四九八號
八〇函
一二架
八〇冊

内閣文庫

和書
一一四九八號
八〇冊
一二函
一九架

内一二七八五號

内閣文庫	
番號	和 11498
冊數	80 (20)
函號	212 275

国立公文書館
National Archives of Japan

教部省文庫印 清印

図書寮文庫 清印

一話一言卷之十八目録

十三拾

博多古墨　大野生馬の未熟

親氏公

唱唖ノ丁　犬追物之事

京師硯匠名石目録　赤氣

鰰　秋田杉　抄書　志のし

但未翁書翰　京師俗花事

廣澤翁書翰　あふまてくらつゝ多

寛文二年三年四年五年或御日記　抄書

内閣文庫

内 一二七八五號

文鳳堂印

大橋長左衛門事
今宮社　外曲輪出門番所ヨリ出来年月
羽山庄太夫事　葵　蜀葵　兎葵　黄蜀葵　龍葵
松平泉邑　大坂川口ヘ有之ル船
雲門寺　伯夷十譜　屋根生ル毛
近衛雜兆抄十五條　朝鮮茶邑
メウガザナ　乾隆帝南巡詩
祇園神事行列　大坂所城席ヘ

一拾　公方様
一　楽襲所所　院所所
二拾　親王家　摂家　宮門跡
三拾　摂家　門跡　清花大臣　甲府中納言
紀伊亜相　尾張亜相　水戸中納言
四拾
一　清花門跡　女中願寺　清花亜相
名家納言　清花参議　加賀宰相
名家参議　清花殿上人　丹伊掃部頭

国立公文書館
National Archives of Japan

喜連川　松平右京大夫　松平摂津守
松平出雲守　松平左近将監　松平阿波守
松平薩摩守　松平陸奥守　松平播磨守
松平肥後守

五拾

一細川越中守　藤堂和泉守　松平肥前守
松平丹後守　松平安芸守　松平大膳大夫
松平右衛門佐　松平信濃守　松平伊予守
松平伯耆守　松平土佐守　松平淡路守
松平兵部大輔　松平出羽守　松平弾正大弼
佐竹右京大夫　松平豊後守　松平修理大夫

松平内蔵頭　松平主税助　松平大学頭
松平備前守

六拾

一有馬中務大輔　丹羽若狭守　伊達遠江守
松平大和守　小笠原遠江守　松平隠岐守
酒井河内守　松平若狭守　松平大膳亮
本多中務大輔　稲葉丹後守　立花飛騨守
毛利甲斐守　戸田采女正　南部信濃守
松平飛騨守　松平越中守　松平民部大輔

七拾

一合〆八九万石之大名 [illegible] 并老中之嫡子同格

八拾

一 合弐七万石ゟ壱万石迄ハ大名ニ付 佐渡ヲ之ニ家

同拾 九拾

一 合弐壱万石ゟ壱万石迄ハ大名ニ付 御側衆同断

十拾

一 御留守居衆 後府御城代 伏見奉行

佐小性組書院

一 大御番衆 医書院番衆

大御目付 江戸町奉行

十一拾

御勘定奉行 百人組衆 後府常番

御寄合 新番衆 御徒目付 御徒目付

大消四役人 大坂町奉行 四拾人扶持

禁裏附衆 四勘定衆 三千石以上寄合

四小性組 中奥衆 小納戸衆 御留守居衆

法眼法橋 儒医 蔵奉行 関所番 山田奉行 四作事奉行

中川四番衆 後府町奉行 京都奉行

京都町奉行 長崎奉行 四目付 御使役

大坂御船手 下田奉行 佐渡奉行 清水四御手

三港奉行 定小奉行 久能四番衆 日光役人

四書院番衆 四小性組番衆 御書院番組番衆

御弓衆 四浜御殿衆 四鉄砲衆 小十人組番衆

以綱戸役　以徳物事行組役　以新田　西丸留守居
二丸留守居　布衣之以代官　武家七人之家老

十二拾

一
以洪炮役人　二條御城御書役　以裏門書役
以拾事行　以拾事元　新御番組役
大御番組役　以馬役　道事行　以書院事行
以廣敷役　以金事行　二百九拾石之　以奥右筆
以事元　以我事行　小普請事行
以徳物事行　以弓矢流事行　以洪炮玉薬事行
以具足事行　幕事行　以弓役人　以綱戸
以勘定組役　千石以上以代官　以加茶屋形事行

以細工役　法橋奥医之儒醫

十三拾

一
以綱戸元　以猶役　以御厨所役　以勘定元
以代官元　小十人組　馬醫　以茶道役
以同明

右所文法之四武士之元師事之　今新雖以所表大概
以列之元中　同拾用事表之
或人以此書奉臺時御元先中　不可代表職之紀事
也故其拾名見元

于時享保十七年子初夏二十二日　新書写之年

後丸位下行土佐守藤原朝臣國幹

一博多古墨筑前國那河郡ニ有リ由筑前風土記ニ
云ク博多古墨ノ陳ク文永十一年十一月蒙古日本
ヲ攻来ルト云文ニ未ダ蒙古ノ軍ヲ又攻来ル事ヲモ
知ラズ其備ヲナスベキ様情多ノ海邊ヲ
東西ニ築ク多ク長濱西山ニ多ク海邊ニ海邊ニ
ノ松原今博多ノ西ニ石墨ヲ築ク海陸ハ多ク
一丈ヲ高ク高クハ馬ヲ乗形ラ
池ノ如ク城形ヲ異ニ成リ下ヲ矢ヲ射ル
掘ル出石墨陸奥の藻倉ヲ使ヒ文書蔵
ル所ノ墨ハ強キ長汲入ルの神ヒ博多筑前
福岡の海邊ニ石墨作所ヲ強ク作ル事ヲ

六年福島城の石墨を墨くためり元禄ニ
うくのこと〳〵ハ情多の海岸ハ石垣ハ
海未清水能よ情多と石城府ニ由能世ニ事も
此都歩画

一 乾隆帝巡見の國と見ルニ市中ノ婦人額

如是モノヲ覆ヒタリ日本ノボウシノ類ニ

京邸雅波ノ婦人額髮形ニ肩ハ江府ニ異ナリ
池田正樹ニ京大坂ノ婦人額髮形富士山ノ如ク
眉ニ譬ヘ遠山ノ如クニ又云婦人一生眉ヲ剃ラ
ザル国ハ壹岐對馬長崎ナドニトゾ 池田ハ関宿城主久世氏
臣ニ

一 参列百松寺所蔵親氏公位牌法華経ニ巻末ニ
應永三十四年丁未二月二日拜写終ニ河国松平
乃主太郎左衛門府親氏トアリ其寺ノ本尊ノ畫像ノ
銘ニ故親氏公相告奉親公云ニ永享十二年庚申
十月廿八日トアリ大久保酉山誌

一 元禄二巳年十二月廿一日

新規二百俵　御歌物小村雲吟　右人ゟ同断

右雲吟文ゟ之義　石田英四郎儒者無之　仰付ル

右御家氏日記

一 高田南蛮寺ゟ砂利場ゟ八ツ橋ゟ光大野主馬の赤なり大坂没落の後その分ゟ高田東山ゟ大原山ゟ大原山ゟ大原山ゟ岡右衛門坂（ニヤリザカ）（俗ニ今ノ坂ト云）桐木坂（俗ニ今ノ坂ト云）

今雲龍の門ゟ細道ゟ東山へ行ク

ゟ正月松ゟ家ゟ人

乃家の松と始ゟ

例ゟ今ハ生ゟ

價銭ゟ

西増ゟ故代ゟ

の分ゟ

却退物之事

一 却退物の馬場之相（出ばゝ） 馬場之まつり弓枝七十を枝
ぼうなり ぼうゝ市拉と絡し紙紙拉とふ又郡をもじしも
云ぼうよ市ぼうをもぼうゝ市拉と絡ぼ
しゝ面の縄と名く引ものゝしゝ紙ぼうしゝ
をとぼうまぼうぼうをもゝ

馬場の真中より小縄とゝく婦とゝ八寸巳りの弓
をもの縄を婦よしゝて五之小縄の間弓枝一枝より
内より船と入ゝを郡より同しゝ婦ともの縄を廿一ゝ引婦
ふしゝゝ五之紙縄とゝを小縄とゝ大縄と
いゝをゝ之まゝ内をもじしも云郡より黄色を
船をもしまで弓枝二枝なり

一 射手の人数ハ三十六ゝ之紙ゝ十二ゝ紙

三ゝの手とゝふ又十二ゝとゝ中のゝ手とゝふ又十二ゝとゝを
のゝ手とゝふ却数を百ゝ指定之一手をもて指定射なり
却をゝ引くゝものハゝのゝものなり小縄の中へ却を
引入ゝ前縄をゆゝく放をゝ却しのゝもの
をゝ中間の役なり却引のゝものとゝ別なり

一 射手の装束と射手具をゝ打鳥帽子烏帽紙
着ゝ左をゝ袴紙小手をゝ射小手をゝ弦ゝ
ゝ下を小袴ゝ入ゝ切ゝ紙をゝ
ぬをゝ三所後なり引目ゝ弦をし一ツハ弓ふを
ゝ代ゝ指ゝ代をゝ弦ゝ弦ゝ
引目ゝと一腰とゝふものゝ却射者をゝ鏃をゝ

馬に乗ながら射る事法なり

一 擬見の役なる装束を射る射手と同じく但弓引目なし
鏑とも指なり是も馬にて射る射手の射る馬のあひだ
ふる舞法式なり たゞしどうも法なりと見る事
矢の作りもとたゞしき法なり

一 ちぐさの役装束擬見と同じ是も馬にて
日記射の機会のおりもの馬を引き居る所の
たゝしきさ矢行きい擬見その射手の名を下遣られ
鳴り次擬見の方へ馬を寄り命じ射手の名伝ずる
馬と寄せ日記射の機会のおへ寄り命じ射手の
名を言ふ所ふたゝび此時馬の寄る法なり

一 日記射の役を機会の縁より出て文書の方日記伝
寄せ行きもとの日記の書紙行きを射る
ずまく法なり

一 ぬりの役を出も機会の縁より日記射の例よりぬを
持て来る奥松射手の名とよぶる時ぬきとうを
出を出すけたる者ふ之又如此定めなり
縄のうち十疋まで縄の用を疋なるとうなり
此のごとくなりて後十疋目のおと弱を
出とたゞしき云

一 如射手人十二宿の用射手いの用きもけづりをふ馬と
寄り入き縄に馬を立へ方へ出者

馬をとをくに引て矢とをけて法の様に射る
縄をとりて射手の方へ馬をとをくに張なり
板矢をとりて的のいをくに立て小縄の間より矢を引
入きたりつる成物をへ居たるを射手の方をとり
て四尺ばかりとふめり矢筈にてのちに射るや
をなせとおもはれる 矢をとりて的のそばに
なり 此的の矢をとりて射手より 射る矢をとる
引こをのかとふ之射方法なり 板まきのごとく
しく二尺めのかとをなをなる 矢小縄の間ををして
出て縄と走を鉢りて成物の縄後まく射なり
是成物の際の矢をとりて的に射る成物と通

検見先と見て射手ふをを射ることを河とも
ふをとまく矢射手二日間の間間をとをしく
引手馬手の射手ふををとりて馬のあいをのあいを
検見をとりて 馬のあいをのあいを法と遠ハぎを
ぢ矢所いとふなり 射手ふをを 押をちりとり
馬手切をも縄ををもを射行をを 矢所と云
をなり矢所とハ射手の車を検見をを矢
所の 也お遠なをを ハ縄除をを矢所にして
喚次 射手の 中を書を次射手の名をを
をも はをを ぬり 見北 行をを 前 志
ををををを 射手の 二度めの間間と検ををぬ

こうもうまく射ふうきいかりは
絶たるべし　取後ひきうき者
きいの射手いつきを矯中城はい出
抜よ者きを前よ絶たるべく射ふとうをいはきを
絶たるべく射うを絶馬の物ひつをいかうを繋うを外
へ物ひうを城おとを云外の矢とを云外のおのとを矢所と
四方きを引手ものるを射ものすぐふうをものを帰も
を射うを遠をたのうを矢ひきをたるべこを知といわ引のを
の中位の物へ出たるまくの物と遠くく射うとを射
と走りおをを射うをなうおのをたるくのをおせく
射うをうをべくおを遠物をおりを矢を射をたうを

たるをよくいかうをよなうを射れも法よ遠ふを射
くのうをら馬のひつをひ中ひうを法りたるを所の言
法りたうをべめを物をも法り遠ふをとひうをを
をうを射をおよ矢を射射をたるも一日も法り
遠ふを射をたうをを世ものを射のを一日も法り
をうやをたをひうを射をを後なを捜をを法やをたうを
射を射を射をうを矢をけびをうを指も矢をけ
びをうを射おを矢をけびいを指のをを射をを遠ふをり
ふ古を矢をけびをいひたうを後りを矢をべを
をしをを古侍書りをを矢をへうの侍ふを法者

犬追物弓の事

一　神事太鼓物等神の祭祈禱なる射手事等也
　　ゆめ等抑の神事のごとく勢を無之ハ如のうけ
　　法なり
一　陸奥組の太鼓物と云事
　　ハ
一　白ごうの太鼓物と云事射手ハ弓ひと一張也
　　こびしくたびしくかの無しき事とも用捨せん法
　　式と常ならも者なれ共ハ
一　太鼓の太鼓物と云事正　始ハ太と射手ハ弓張始の太鼓
　　物と云事馬場と称ること　附射手と云
一　猪頭の太鼓物　出の太鼓物と下の猪頭物川と組
　　の猪頭と足猪頭ハ和猪頭ハ云ハ猪ハ猪ハ
　　駒物と出猪頭ハ太鼓物ハ二跨の
　　獲見ハ門の獲見外の獲見と云なり
　　右　伊勢貞丈　著述　反事ハ見へ
　　太鼓物偽書の事
一　技業見事　私記ハ　鼓ハ射手ハ太鼓物秘記
　　寛和二年頼朝の時太鼓物の式なりと載たり
　　正保二年武蔵國豊島郡ま村ハ海津ハ
　　海の古文ハ官命ハ張行せ太鼓物の
　　式法林ハ書ハ太鼓物陸奥ハ
　　海津家の家法射手獲見順次ハ

の石硯を拵へ書翰の時の侍の石硯書翰の部を作り硯の銘硯用ひ馬場の砂こすりの事
を作り作法の銘を見るに新作の高流も交りを
世の人硯師どもに作事
の如進物を藤倉の作所の如進物と成る彼家
を伝せられる彼正保年の作流の銘
を紙とりて家所後の作物
こと事あり一家の風俗作
右の云枝来り家事銘神代大江廣元日銘と号し新物
時代の日銘こと〻〻言保年中妙長仏廣元の石を
作麿の者しと云流人の偽作〻〻る書之事多所

盤長銘と古の人の偽作なり
右 春草より見せる

京師硯匠名石目

丹波 石工 英作 高田 金定
土佐 室石 若狭 宮川石 赤ニモリ
三河 風来石 青金 紀伊 那智黒 黑
仙臺 雄勝石 黑 常陸 拓川石
濃河 河内石 黑 門 葡萄石 まこもり

肥後　八代石

近江　高島

長門　赤間関

一　黄瀬戸尾石　[illegible]

一　水戸ぬん[illegible]石　[illegible]

一　越後石　白石[illegible]

一　[illegible]石　[illegible]

一　河波石

一　高尾石　黒石

一　水尾石　[illegible]

[illegible]月輪石[illegible]

一　すずき石

[illegible]

一　紀伊石　和歌山[illegible]

[illegible]

一　信濃[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

研師　長[illegible]

一 赤氣

長九尺人余中守対

地より高サ六尺丈　以上皆下より見ハカラヒテノ

すそ丈

西ノ半刻頃より戌ノ刻ニ至ル迄ときどきハかりガタシ

関ヶ原辺中より見るとせバ戌亥の方よりおしるの

方へつりテアラハル真赤ノ条の如クニテ上下左ヘ

ボットクマトリタルやうニ見エ是ハ赤気ト云モノニ

テ古来より異国ニテモ度々ノ事ニトマタ赤キハ

陰氣の仕なる所へ出るハ全ク陰気ノコリタルモノ

ニテ明日ハ大雨ナラントニ云シガ少シ曇リタル由ナリ

又古河（関宿ヨリ三里）ニテモ同様ニ見エシト云リ右陰ニ上

トヨリウスクナリテ消ル

安永九庚子年十二月十二日夜之　関宿侯久世隠州侯池田正樹様ヨリ聞ケリ

唱喏ノ事

家禮居家儀ニ凡早幼於尊長晨亦省問夜亦安置ス本註ニ大夫ハ唱諾シ婦人ハ道ト萬福安置ヲ讀者多ク唱喏ノ事ヲ審ニセス字彙喏ハ常者ノ切敬言也ト何孟春カ餘冬序録ニ唱喏ハ引氣ヲ之聲也ト早竟揖ノ事ナリ古ノ揖ト云ハタヽキ手ヲ舉ルノミ江戸ノ頃ヨリ揖スルトキハ啞々ノ声ヲナス宋ノ時分ニコレヲ喏ト云揖スルトキニ諾ノ字ノ音ヲ引テ長クイフナリ家禮ニ喏ヲ唱フト云ハ即ソノ支ナリコノ支陸放翁カ老學庵筆記並ニ餘冬序録ニ詳ナリ明ノ時ニ至リテハ揖ニ声ヲナサズシテ名目ハ唱喏トヲ云ナリ二書ヲ合ミレハソノ支明白ナリ又シケヽレハシルサズ予別ニシルシフク考ヘシ

右東厓伊東氏秉燭談ニ出小学本註ニ出テ人ナルヿヱヘ抄出シテ備遺忘

一 鯨 魚ノ形おそ

鯨の中より富士山のすそ迄
そそりたちたる矣と云て文字をいひ伝へ
矣篇り神と書なりもとゝ常陸の水戸より出し
秋田へ小習と伝へられ秋田の名産秋田
へ義と称し伝へ[illegible]名ゝ矣也秋田へこれ
より秋田杉出キ物語よりそこなり

秋田家那河内家ゝ言葉伝説ありて就セル
伝説之

一 秋田家 那河内家つゝ妻ハ美女如房なりしなり八蔵屋
百人よりもれ美之ゝ京都丸隠先
迄極彼家の生きゝ幼少後四位ゝ[illegible]
生れつさかりまゝ美麗之祇園町の山村氏の系
ゝ[illegible]十二の年より賣出
十四の春より百人の新金屋上り[illegible]
奇ゝ
祇園也山西川京生所也中ゝ園氏後の世ゝ
後ゝ[illegible]百年ゝ[illegible]
初夜ゝ晩まゝ杉[illegible]ゝ[illegible]
京大坂ゝ[illegible]ゝ杉[illegible]ゝ
[illegible]設而之伊勢守の[illegible]中村杉[illegible]
ゝ今地尾嶋 中村[illegible]代之家の[illegible]中村ゝ

よろこびのまゝ此形来りし宮大將清へ参て今も
まぎらはしく宮仕へしたる人ハ語りて来る人志らぬ
まつべしといひしより自然と二名残梅香也
人これを聞んと也　此頃白人のお百とて女ありてたぐひ
なき美人ハ中村松梅とて上をなき美人が年の頃ハ
紅葉ふといひしとぞや　佛の松梅とて九年にして病死
しけく　京二條川東唯明寺の芸の中に埋葬して表
之　中略　宝暦七年丑六月秋田藩邸出入の
御仕立物職人にて江戸川人高月清兵衛へ悴
清之助を高月後住清方へ嫁せしとぞ　秋田杉並　加居所忘

一　志かし
万葉集仙宗拵也一棒ちこと素加彌ノ通ニ能役すん
志かしかんとのかすハあらうとえるしてゐらゝくのた
しに候く
仙宗拵ハ文永六年に書らる書之らの頃志かし
なりし也文字も志かれる假字也
右大久保酉山語
今拵り候ハ志かしと簇とかくなりし

近年迄ぬきに成ル者ノ事ハ国元ノ者ノ
コトク諸ら入刑ら無之候

一 随筆ハ諸ら拾ひ集メ候

一 澤蓋書ハ御本ノ事ハ勿論秀衡ヤ
行基ハ世ノ名者ト称合ル事無ものヤ
カテ定りこうし

一 高山の集ハ諸ら之ハ拾ひ申し

永ひし事 池こうし 名去 全集又ハ
人ハ事無し 之ハ成 作し 氣
命さる、 世ハ 拾遺 育しモノ 之
育昭人 一又時ハ 多 帰 来也 イカヤ
ら ら 諸ら 紙 ら 也 ら 申し

一 新撰ら 拾 命 作 本 出し 加
地ら 拾 池 ら 多 加 所 世 人 ら 之
行 ら 世 ら 拾 ら 国 ら 無 所 ら 調 中
意 ら 毎 世 ら 二 ら 年 所 遺 国 申 ら 新 サし

凡有職ノ河傳ニ於テ此御作紀ノ洞家
ヘ申シ候處此作ハ右ノ面ニ移シ常陸極鑑
作シ之ヲコトキ證無シ人ニハ其紙
新作ノ異様鑑ノ上ニ書記シ所持之候
明ノ手紙ニ佐成ノ志在ト不ラス一樣ニ
十月晦日ハ此通リ之ノ如ク古ニ於テ是様
御ヘコトモ無シ下シ置ク之ク右ノ通ニ候
中井正利下し
八月廿一日

萬承諸侯　茂之
右ノ書蹟多ノ銭酒家伊勢屋源兵衛所藏之

一 供花事

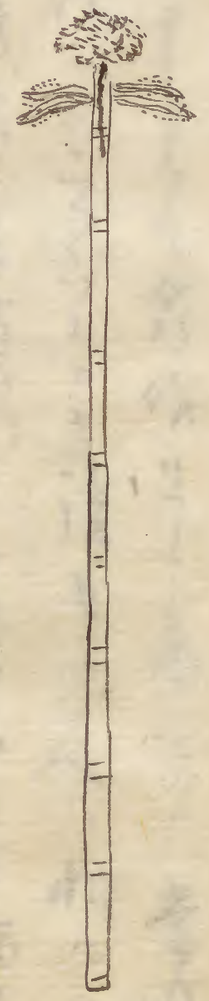

京都鞍馬ニテ四月八日躑躅石榴ヲ器ノ如ク作ル
結ケテ家ヲ家ヲ出ス
芝蓋云関東ニテ無二月八日極月八日ヲ家ヲ
筑ナドヲ家ヲ出ス花ヲ挿スル
花籠之何ハ出ス花ハ出ス籠ニ中ニ
タリ今時ハ籠ノミニアラス時宜ニ用籠ナド
ヲモ出ストノミ云ヘタル者多シ但二月七日
ヨリ四月八日マテ毎日之新盛盥ニ竹ノ口ヲ
又極月八日ハ新ル天竺ニテ竹法ヲ見ヒラキ
玉フ日ナレハ花ヲ奉スル之又四月八日ニ花ヲ
奉ズヘキニ冥衆ニ此ル事ナシ　池田正樹記
宗旨ハ[illegible]極月ハ[illegible]ハ二
月八日ハ[illegible]ハ農[illegible]
月籠ハ方相氏四月ノ遺云ニテ[illegible]ハ
[illegible]

世記録方法は
大久保伯耆守
今 浮屠十六宗
の内の高僧書
写し置く。
中華に
門徒の内
諸宗の教

一人浮屠
多く集り
屋敷に
書物の
ゆゆ別
是迄有
有らく

有し月日のうつろふ頃に
みおてらしゆ渡海し
理ゆくをてらしたれ
あさ衣月路失
水火の用心うとし
常しく重ね都月ノ
下書のかしうし見ゐ
り一尺ゆ海しこし
六ケしも古

りし十日午右
りとあなる荒ま見
若りらるにとし
5如し如く
云々文

右廣沢翁 細井二郎太夫 知慎傳家手蹟
いやゝ深窓ニ秘持之

一　蘇文忠ノ保母某氏誌石銘

百世之後陵谷易位知其為某氏之保母尚勿毀也　文体明辯及蘇集

近世

寛政五年十一月十三日掘別所辻堂地下ヨリ出セル赤松ノ碑ニモ少シ違ヒアレドモ

後の人あらためてもとのみたまへとかきつけ

を深くうゑ

ものとなれかしとあり

下別ニ古碑ノ類集メ建ル

寛文二年三年四年或ハ日記　抄書

一　寛文二年十月六日

四網戸元方掛方同如ク人至ル

市ケ谷長谷寺ノ辺地ヲ

十七日

日向國佐ヶ原ノ内ノ浦他ニ有ル新地去月十九日踏

新地長サ仕ル多ク長ク二三十月清ル仕ル

町ノ面ノ数ノ内ノ合八百坪余清ル人ニ有ル牛

十六日　淀大ノ数　中務行家

十五日　十五日清進

大井之御番　　出番　　河内源左衛門

冨永喜左衛門　　右御十郎

惣小十人　朝倉孫兵衛　右八人ハ孫兵衛ト云　作左

貞雄云　生駒隼人ハ孫兵衛方ハ出番ハ之

十一月十六日

堀田宮内少輔　市左衛門　清兵衛　地頭　兵部　有藤

地神金三百表ヲ

十二月廿二日

所加増ヲ申渡

大久保市十郎

五百俵　大久保市十郎

三百俵　伊奈安兵衛

二百俵　堀金十郎

山百石　久保吉郎　　長谷川多兵衛

山百俵　長谷川多兵衛

〃　　清水平兵衛

〃　　須田久兵衛　　〃　　芝山権左衛

〃　　筧十郎左　　〃　　羽左権之助

〃　　河野源左　　〃　　鈴屋大炊

〃　　大林源左衛　　〃　　紅林喜兵

〃　　山角四郎兵衛

右俵ハ加増ハ合山百石俵ハ

彩色方　杉浦平左衛　　村上権十郎　　神谷七郎

○　沢瀉七郎兵衛　　山岸作兵衛　　杉本治兵衛　　関屋十郎兵

富士作左衛　　横山助之丞　　植村庄兵

○三百俵元加増　大長寺領分　吉田左京
落合源兵　小糸彦兵衛　石丸左兵
佐久山隼人　佐久山左兵
○百俵元加増　佐野山源右　進左衛門
柳沢左京　松谷左兵衛　落合
清水源兵　百俵加増　石川七兵　安藤帯刀
彦坂九兵衛　中根市郎
戸田兵左　橋本市左　彦坂九兵衛
友元甚左　三百俵　道有　百俵　十人扶持外
神谷甚兵　小俣人左　百俵加増　都合三百
俵宛　大岡主殿　大久保藤兵　長谷部左兵

手廻番頭　小俣人組　都合八人　百俵宛人扶
持　加増百俵十人扶持　落俵加増　合
百俵　丹羽源三十俵加増　石川八郎左　八十
俵加増　百五拾俵宛　町田作兵　熊谷
武左兵　長柳武左　勝部八郎　左兵衛
宛之

寛文二年

八月廿九日　先月廿六日　帳夫松原駿河地蔵ヶ浜山
沼死人馬ヒ大分ニ死ト云フ又山中ヘ大出焼ト云
浦進ス

十二月廿六日

林春斎儀院号被下弘文院と号

寛文四年三月

十日　御天守番衆　御広敷番衆　御留守居番衆　鑓奉行

并御番衆迄　御鷹匠大工　御勘定方　御作事大工

御台所衆　其外至迄被下之

廿六日　己丑　雨　水野十郎左衛門不作法之由達　上聞

其身一類之松平阿波守ニ御預ヶ之旨於評定所

兼松下総守　小栗安房守　安藤市之丞列座

阿波守家来ニ相渡之

廿七日　晴　庚寅　水野十郎左衛門昨日松平阿波守へ預ヶ

之　御仕置之作法之段頭強之故

於今日切腹　御目付加藤役　溝川長門守

兼松下総守　御徒頭清水　大坂　御徒目付

神谷清左衛門　池田忠左衛門　乗　十郎左衛門　又

同日松平阿波守ニ御預ヶ被仰渡

同廿八日　辛卯　晴　水野十郎左衛門　二歳之男子松平

阿波守ニ御預ヶ之　今切害加藤役小出某左衛門

一　其女娘壱人阿波守ニ御預ヶ

同廿九日　壬辰　晴

一　就御参府向後御嫡子御供之時者中ノ口より出仕

有之候由御仕置之通　松平丹後守并能登守等儀被仰之

四月五日　丁酉　雨

一 [illegible]藩御[illegible]藩田[illegible]
御年[illegible]大長[illegible]
[illegible]
六月十六日 [illegible]
一 [illegible]藩[illegible]
御[illegible]
[illegible]
一 [illegible]山 御客[illegible] 御[illegible]
六月十六日 [illegible]
一 [illegible]別[illegible]御[illegible]
[illegible]二[illegible] 入御[illegible]別 [illegible]御

七月[illegible]日 御[illegible]
一 先年[illegible]文[illegible] 御[illegible]編年[illegible]
[illegible]賀[illegible]
十一月[illegible]日 [illegible]別[illegible]力 御[illegible]
出御[illegible] 御[illegible]屋[illegible] [illegible]二
[illegible] [illegible]
御[illegible] [illegible]御[illegible]
[illegible]日 [illegible]
十[illegible]
十二月十三日 [illegible]
一 [illegible]千[illegible]大長[illegible]藩[illegible]田[illegible]入[illegible]

一 奉行より新御番頭へ今度被仰付候二羽御渡し
十七日甲戌
三田寺町妙蓮寺内、異見之事生之由
同九年正月十六日
御異見之輪之事某田妙蓮院頭十枚被下し
右之日先以門之使僧円覚院をもつて差上之
十八日乙亥
奉書継奉行 徳山五兵衛 山縣[illegible]衛門より以
年少被之相織差上ケし
寛文九年三月
十八日午之刻 御目見之後 御所大御番頭 御書院

番頭並小姓組番頭 新御番頭次之百人組之頭
御書院番組頭 御小姓組頭 御持弓頭 御持筒頭 御鉄
炮頭 次之御目付 御使番 御徒頭 小十人頭 右之組頭之衆
右之御役料被下之 御番衆之儀も
但右之頭之衆 右之御加増三百俵 御役料被下
御之被下
入御之後 於山吹之間御役料多数差上ケし
二千俵 大御番頭十二人 千俵 御書院番頭十人
千俵 御小姓組番頭十人 七百俵 新御番頭六人
七百俵 百人組之頭 四人 五百俵 御書院番組頭十人
五百俵 御小姓組頭十人 同 御持弓頭 三人

番頭り　小姓組頭口人　〃　小弓頭十人
〃　小姓組頭壱人　〃　小間十二人
〃　小姓役壱人　〃　小姓組二十人
〃　小十人頭十人
右之通ニ而 雑合高 拾壱万 石余之 御定高 小姓
二十六万石余 被成 卯ノ年 已之
右之通御日記中ニ有之 抄出

寛文十年

一 十月廿日
同日去ル廿六日ニ 御中 大番頭之 小姓組番頭口論
仕候ニ付 御番勤候 切腹被 仰付 加増被成候十人

一 右 仰付 候由 一日 御日記
右之 御番所 日記之

武
御日記之
十月廿日 去ル廿六日以来 右 大番頭 同 [illegible]
仕候ニ付 御日記之 御番所 此 [illegible]
扇子を以 打之 同席之 同役 相浦 小姓組
右合 双方 申合之 同 御番所 被仰付 御番人
右之 右 御用 番頭坂 御番 市 其外
其外 番之 其之 相見 御用 相渡 御金
右之 御役 御番之 御中 同 御合 相
右切腹之 仰付之 土段十人之 御番頭 小山

[illegible]

一 堀尾春齋石秘賣[illegible]師[illegible]
つ人[illegible]文八[illegible]
[illegible]

一[illegible]一言[illegible]十八[illegible]

消印
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan